

【マイナンバー制度が始まります！】 連載 第4回

みなさまこんにちは、税理士の大野です。今回はマイナンバーの確認に少し手間がかかりそうな「社外の取引先」に対して、会社で作成する書類について解説いたします。まず、お伝えしたいのは、これだけ話題となっておりますが、平成28年1月に税務署へ提出する支払調書には、マイナンバー(以下、「個人番号」という)の記載はしません。およそ1年後となる平成29年1月以降に提出する支払調書は、個人番号を記載して提出する必要がありますので、少しずつ準備をしていきましょう。

社外の取引先で個人番号の提供を求める必要があるのは、主に**個人事業主**などで報酬を受ける方、不動産の貸付を行う地主さん、大家さんになります。



★「報酬の支払調書」～個人事業主への報酬支払がある年度～

原稿料・講演料等の報酬や弁護士・税理士等の報酬について、同一人に対し年間5万円超(消費税込、源泉税控除前)の支払いをする場合は、税務署へ支払調書の提出義務がありますので、個人番号の提供を求める必要があります。逆に言えば、5万円以下であれば、個人番号の提供を求める必要はありません。

また、**支払調書は給与の源泉徴収票とは異なり、そもそも取引先に交付する義務はありません**。ただ、実務上はお互い支払った金額の確認のためもあり、作成しているものと思われます。注意点としては、**税務署提出用の支払調書には個人番号を記載する必要がありますが、本人交付用の支払調書には個人番号の記載をすることはできません(違反行為となります)**ので、事前に記載できないようにするなど工夫が必要です。

★「不動産の使用料等の支払調書」～個人の地主・大家へ家賃を支払っている年度～

同一人の地主・大家さんに家賃を支払う場合、年間15万円を超える場合は個人番号の提供を求める必要があります。平成28年以降の新規契約については、賃貸借契約時に個人番号の提供を求めることが推測されますが、既存の賃貸借契約について個人番号の確認はどうすればよいのでしょうか？

面識もない地主・大家さんに会社から直接個人番号の提供を求めても、すぐに教えてもらえるかはわかりません。高齢で話がなかなか伝わらない、個人番号の漏えいや悪用を恐れて教えてもらえない、逆に会社としてセキュリティーに関する管理体制がしっかりしているか説明を求められるなど、様々なことが予想されます。

会社としては、**個人番号の安全管理措置をしっかりと行っていることを地主・大家さんにでもわかるよう書面を作成して対応するなどの対策や工夫が必要になる**かと思います。それでも、個人番号を教えてもらえない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存して単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

★ マイナンバー制度は企業にとってプラスかマイナスか

マイナンバー制度は、個人にも企業にも手間が増えるだけで、デメリットばかりが目立ちます。そもそもの目的である行政の効率化や国民の利便性が高まるというのも信憑性に欠けています。しかし、国の予算や民間の対策費用を考えれば思わぬ特需であり、ビジネスチャンスが増えるかもしれません。どうせ始まる制度なのであれば、しっかりとした知識を身につけて、マイナンバー特需の恩恵を受ける側にまわりたいものですね。

以上で、マイナンバー制度の連載(全4回)をいったん終了させていただきます。マイナンバーについては日々情報が更新されているので、弊社としても訪問時やニュースレター、ホームページなどでも、引き続き発信をしていきます。マイナンバーについては難しい言葉や、わかりにくい表現もあったかと思いますが、少しでも正しく理解していただけるように今後努力してまいりますので、よろしく願いいたします。(税務第一部/税理士 大野 嘉彦)